# 英国における歴史的橋梁の保全制度と体制に関する研究\*

A Study on Preservation of Historical Bridges in the United Kingdom\*

榎本碧 \*\*・樋口明彦 \*\*\*・高尾忠志 \*\*\*\*

By Midori ENOMOTO \*\* • Akihiko HIGUCHI \*\*\* • Tadashi TAKAO \*\*\*\*

#### 1.背景と目的

わが国では、第二次大戦以前に建設された橋梁を含む土木構造物の文化的、歴史的価値が1980年代頃から見直され始めた。平成8(1996)年には文化財保護法の改正により文化財登録制度が創設され、平成12(2000)年までに、近代の土木構造物が300件以上登録されている10。また、(社)日本土木学会も、この時代の土木構造物は、先人達の残した貴重な遺産であり、平成12(2000)年に「近代土木遺産」として定義し、調査、記録の収集を行っている20。

日本の歴史的橋梁で、保存や利活用がなされている代表的な橋梁としては、筑後川昇開橋(写真 - 1)や、横浜の港一号橋(写真 - 2)が挙げられる。しかし、これらの橋梁については、保全が先行的に行われたごく一部の例である。現況において、(社)日本土木学会によって保全の価値が認められる橋梁であっても、実際に保全されるかどうかは、国や地方自治体などの橋梁管理者の保全に対する認識や予算等に左右され、また、保全を担保する支援制度の不備から、実際は保全に至っていない橋梁も多い。このように、歴史的橋梁の保全の方法や体制が確立されていないと言える。

英国では、Department for Culture, Media and Sport (文化省,以下 DCMS)の中に、歴史的、文化的価値のある構造物や建造物、土地等の保全に関わるEnglish Heritage(以下EH)という政府組織が存在する。EHにより、歴史的橋梁の保全も行われている。また、英国ではトラストの活動が盛んであり、The National Trustをはじめ、幾つかのトラストが、産業遺構の管理も行っている。その中に、少数ではあるが歴史的橋梁も

\* キーワード: 土木施設維持管理

\*\* 学生員、工修、九州大学大学院工学府

(福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号、

TEL092-641-3131(8677), FAX092-642-3309)

\*\*\* 正員、Doctor of Design、九州大学大学院工学研究院 (福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号、

TEL092-642-3265、FAX092-642-3309)

\*\*\*\* 正員、工修、九州大学大学院工学研究院

(福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号、

TEL092-641-3131(8677), FAX092-642-3309)

含まれる。例えば、The Iron Bridge (写真 - 3)に関しては、世界遺産にも登録され、観光資源として活用されていることは広く知られている。また、Forth Bridgeの例でも、いくつかのトラストが橋梁の保全に参加し、補修等の財源を担っている。

本研究は、歴史的橋梁の保全に関し、英国における保全制度と体制について調査することを目的とする。

## 2. 既往研究

日本の歴史的橋梁の保全制度と体制に関しては、いくつかの研究がなされているが、個別事例を取り扱った研究が多く、例えば、保全の体制に関しては、士幌線に関する今らの研究の中で、歴史的橋梁の保全や活用を支援する専門組織としての非営利団体(NPO)の必要性についての提案がなされている。

英国に関しては、歴史的橋梁の保全制度および体制に言及した論考は見られない。英国以外の海外事例の研究としては、山下らかによるフランスの歴史的橋梁の保全に関する研究がある。この中では、フランスにおける歴史的橋梁保全の制度の詳細と、実際に保全制度が利用されている橋梁を調査し、分類した結果を述べている。

# 3.調査結果

## (1)英国における歴史的橋梁の保全制度

英国では、日本の文化財の登録制度のように、 Scheduled Ancient Monuments (以下 SAM) と Listed Builidngs(以下LB)という二つの異なる文化財を登録 する制度が存在する 5),6)。

SAMは主として、ストーンヘンジのように、原型のまま使用されることはない遺跡や構造物に対して用いられる。LBは、1947年に発行された条例により登録がはじまり、地方自治体の下で、建築的、歴史的に重要である建造物や構造物が登録される。主に使用中の建造物や構造物が含まれており、家や橋、公共建築物などは、SAMよりもLBで登録される傾向がある。LBに登録された場合、登録時に、3つの等級に分けられる。また、地方自治体の許可なしに、破壊や修復を行



写真 - 1 筑後川昇開橋(著者撮影)



写真 - 2 港一号橋 (著者撮影



写真 - 3 The Iron Bridge (著者撮影)

#### 政府組織

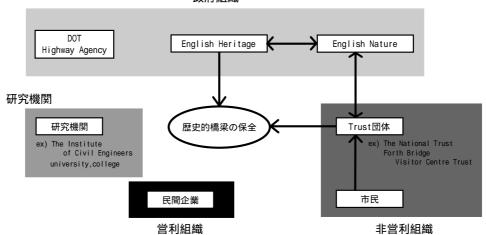


図 -1 英国における歴史遺産の保全に関係する組織および団体 (著者作成) 77-111

うことはできない。SAMとLBの二つの制度が重複する場合もあるが、その場合 SAM の制度の条件が優先される。

# (2)英国における歴史的橋梁の保全の体制

英国では、一般的に Department of Transportation (DOT)の下部組織である Highway Agency (HA) や、地方自治体であるregion等が橋梁の管理組織として存在する。歴史的橋梁については、前述したように、EH も保全に関係している。

組織間の連携としては、図 - 1に示すように、EHと The National Trust、English Nature とが連携し、構造物 を管理する例も見られる。また、The Institute of Civil Engineers は、歴史的橋梁の補修方法に関する賞を設 け、歴史的橋梁の保全に努めている。

地方自治体等の歴史的橋梁の管理の詳細について は、今後、調査を進めていく。

#### 4. おわりに

今後、引き続き文献調査を進めるとともに、関係団体に対するヒアリングを行い、文献調査では明らかにすることができなかった、制度の詳細や、市民の意識と保全への参画の状況、民間企業の参入の状況等について調査を進めていく。

# 参考文献

- 1)文化庁HP: http://www.bunka.go.jp/index.html
- 2)(社)土木学会編:日本の近代土木遺産,丸善株式 会社,2006
- 3) 今尚之,進藤義郎,原口征人,佐藤馨一:旧国鉄 士幌線の鉄道土木遺産とその保存活動について, 土木史研究, No.19, pp.345-352, 1999.
- 4) 山下真樹, 小林一郎: フランスにおける歴史的記 念物に指定された橋梁について, 土木史研究, No.15, pp.29-44, 1995.
- 5 ) English Heritage: Streamlining listed building consent, 2003
- 6) English Heritage: Scheduled Monuments A guide for owners and occupiers, 2004
- 7) DCMS HP: http://www.culture.gov.uk/
- 8) English Heritage HP: http://www.english-heritage.org.uk/
- 9 )The National Trust HP: http://www.nationaltrust.org.uk/main/w-index.htm
- 10) The Iron Bridge Gorge Museums HP: http://www.ironbridge.org.uk/learning/courses/historic\_environment\_conservation/index.asp
- 11) The Institute of Civil Engineers HP, http://www.culture.gov.uk/